

## 埼玉県県営住宅家賃等の口座振替による収納事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県営住宅家賃（県店舗貸付料を含む。）、県公舎使用料（県職員住宅貸付料を含む。）及び県教職員住宅貸付料（以下「家賃等」という。）の口座振替による収納手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (県営住宅の定義)

第2条 県営住宅とは、埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号）で規定する県営住宅、埼玉県特別県営住宅条例（昭和42年埼玉県条例第24号）で規定する特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成6年埼玉県条例第29号）で規定する特定公共賃貸住宅をいう。

### (対象者)

第3条 対象者は、県営住宅（県店舗を含む。）、県公舎（県職員住宅を含む。）又は県教職員住宅の入居者で、口座振替による収納事務を取り扱う金融機関に預金口座を有し、家賃等を口座振替の方法により納入することを希望する者（以下「納入者」という。）で、かつ当該金融機関の承諾を得た者とする。

### (取扱金融機関)

第4条 口座振替による収納事務を取り扱う金融機関は、埼玉県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で、納入者が指定した金融機関（以下「口座指定金融機関」という。）とする。

### (指定預金口座)

第5条 口座振替による収納手続を行う口座は、納入者本人名義の普通預金又は当座預金のうち、本人の指定した1口座（本人名義の口座に限る。以下「指定預金口座」という。）とする。

### (歳入徴収権者)

第6条 歳入徴収権者は、別表1に掲げる課長をいう。

### (申込手続)

第7条 納入者は、口座振替依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）及び口座振替納付届（埼玉県財務規則様式第22号（2）。以下「納付届」という。）を口座指定金融機関に提出し、承諾を得るものとする。ただし、ゆうちょ銀行については、ゆうちょ銀行指定の依頼書及び納付届によることとする。

2 口座指定金融機関は、前項の規定により承諾した場合は、承諾に係る納付届に承諾印を押した上、歳入徴収権者に速やかに送付する。

3 歳入徴収権者は、毎月5日までに送付された納付届について、原則として

当該月から口座振替による収納ができるよう事務処理を行うものとする。

(口座振替開始の通知)

第8条 歳入徴収権者は口座振替を開始することになった納入者に対し、口座振替の開始前に口座振替の開始について通知するものとする。

(振替日)

第9条 振替日は、毎月末日の1営業日前の日とする。

(納付手続)

第10条 歳入徴収権者は、口座振替の方法による納付について、口座指定金融機関に対し納入の通知をする場合は、口座振替納入通知書(埼玉県財務規則様式第23号(5))又は通信回線を利用して口座振替に使用する納入通知情報等(以下「振替データ等」という。)を伝送する方式(以下「データ伝送方式」という。)のいずれによるかを当該口座指定金融機関と協議して定めるものとする。

2 口座振替納入通知書による納付手続は次のとおりとする。

一 口座振替納入通知書に印字されるコード

歳入徴収権者から送付される口座振替納入通知書等に印字される金融機関コード及び預金の種類等は次による。

イ 金融機関コード

全国銀行協会において制定されたコードによる。

ロ 預金の種類及びコード番号

普通預金 コード番号1

当座預金 コード番号2

二 口座振替納入通知書の送付手続

歳入徴収権者は納付届に基づき、毎月必要な事項を記載した口座振替納入通知書を作成し、納入通知書等送付書(様式第2号)とともに、振替日の7営業日前までに、口座指定金融機関へ送付する。

三 収納

口座指定金融機関は、振替日に納入者の指定預金口座から口座振替納入通知書の記載金額を引き出し、家賃等の収納を行う。

四 振替不能分の取扱い

口座指定金融機関は、振替日において振替が不能となったものについては、収納済通知書の領収印欄を×印で消し、振替不能理由を記入して収納済通知書等送付書(様式第3号)とともに、県営住宅家賃にあっては住宅課長に、県公舎使用料にあっては職員健康支援課長に、県教職員住宅貸付料にあっては福利課長に送付する。

3 データ伝送方式による納付手続は、別紙1「データ伝送方式による口座

振替業務処理仕様書」によるものとする。

(振替停止の依頼)

第11条 歳入徴収権者は、口座振替納入通知書又は振替データ等を送付後、振替停止の必要が生じたときは、振替日の2営業日前の日の午後3時までには口座指定金融機関へ口座振替停止依頼書(様式第4号)を送付し、振替の停止を依頼するものとする。

2 引き続き3か月間、預金不足等により振替不能となった者に対して、歳入徴収権者は振替の停止を求めることができる。

(口座振替納入確認通知書)

第12条 歳入徴収権者は、納入者より県営住宅家賃等口座振替納入確認通知書送付申込書(様式第5号)による申し出があり、納付を確認したときは、振替納入確認通知書(様式第6号)を発行し、送付するものとする。

(口座振替契約の解除)

第13条 納入者が口座振替契約を解除する場合は、口座振替契約解除届(様式第7号。ゆうちょ銀行にあっては、ゆうちょ銀行指定の解除届)を口座指定金融機関に提出する。

2 口座指定金融機関は、納入者から口座振替契約解除届を受理したときは、口座振替契約解除通知書(様式第8号。ゆうちょ銀行にあってはゆうちょ銀行指定の通知書)により速やかに歳入徴収権者に通知する。

3 口座指定金融機関が口座振替契約を解除した場合は、納入者にその旨を連絡するとともに、歳入徴収権者に口座振替契約解除通知書により通知する。

(取扱手数料)

第14条 取扱手数料は、県営住宅家賃の口座振替による収納事務取扱に関する協定書、県公舎使用料及び県職員住宅貸付料の口座振替による収納事務取扱に関する協定書及び県教職員住宅貸付料の口座振替による収納事務取扱に関する協定書にそれぞれ定める額とする。

2 口座指定金融機関は、毎会計年度終了後当該会計年度内に振替処理を行ったものについて口座振替納付取扱手数料計算書(様式第9号)2部を作成し、別に定める口座指定金融機関ごとの代表店(以下「代表店」という。)に送付する。ただし、ゆうちょ銀行については毎年4月1日から9月30日までの期間に振替処理を行ったもの及び10月1日から翌年3月31日までの期間に振替処理を行ったものについて、それぞれ口座振替納付取扱手数料計算書を作成し、代表店に送付する。

3 代表店は、口座振替納付取扱手数料請求書(様式第10号)に、口座振替納付取扱手数料計算書を添えて、県営住宅家賃については住宅課長に、県公舎使用料については職員健康支援課長に、県教職員住宅貸付料については福

利課長に対し、それぞれが指定する日付までに請求するものとする。

(その他)

第15条 県公舎使用料の口座振替の手續において、口座指定金融機関から歳入徴収権者に送付する次の書類は職員健康支援課長を経由して行うものとする。

一 口座振替納付届

二 口座振替契約解除通知書

2 依頼書及び納付届を口座指定金融機関に提出した納入者が指定預金口座を変更する場合には、第7条の規定により新たに申込手續を行う。

3 口座指定金融機関は、この取扱要綱に定める依頼書及び納付届の様式と異なる様式による依頼があったとき、又は依頼書に押印の印影が預金口座取引用印鑑と異なるときは、受け付けないものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。ただし、別表Fの項の改正規定は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

## 別紙 1（第 10 条関係）

### データ伝送方式による口座振替業務処理仕様書

#### 1 データ伝送方式による取扱

- (1) 歳入徴収権者のパーソナルコンピューターと口座指定金融機関の電子計算機を通信回線で結ぶものとする。
- (2) 歳入徴収権者が振替データ等を伝送するときは、その都度口座指定金融機関の電子計算機と通信回線で接続するものとする。
- (3) 歳入徴収権者が振替データ等を伝送するときの仕様及び通信手段は、口座指定金融機関の指定した方法によるものとする。
- (4) 歳入徴収権者は、あらかじめ振替データ等を伝送する際に使用する暗証番号等を口座指定金融機関に届け出るものとする。
- (5) 口座指定金融機関は、歳入徴収権者が届け出た暗証番号等と受信した暗証番号等が一致する場合に限り、振替データ等の受付を行うものとする。

#### 2 振替データ等の作成

振替データ等は、歳入徴収権者が作成するものとする。

#### 3 振替データ等の内容

振替データ等の仕様及び内容等については、全国銀行協会の定める取扱基準によるものとする。

#### 4 振替データ等の送付

- (1) 歳入徴収権者は、振替日から起算して 4 営業日前の日までに、振替データ等を口座指定金融機関に伝送するものとする。
- (2) 歳入徴収権者は振替データ等を伝送したときは、そのデータ件数及び合計金額を口座指定金融機関に通知するものとする。
- (3) 振替データ等の伝送後は、原則として内容を変更しないものとする。

#### 5 振替データ等による振替処理

- (1) 口座指定金融機関は、歳入徴収権者から伝送された振替データ等に基づき指定預金口座より毎月末日の 1 営業日前の日に引落しができるよう事務処理を行う。振替に際しては、振替結果を次のコードにより記録するものとする。

振替済	0
預金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替	4
歳入徴収権者の都合による振替停止	8
その他	9

- (2) 口座指定金融機関は、振替をした場合は、預金者通帳に歳入徴収権者の指定した振替内容の記載を行うものとする。
- (3) 歳入徴収権者が伝送した振替データ等に瑕疵がある場合は、歳入徴収権者の責任において振替データ等を修正し速やかに口座指定金融機関に伝送するものとする。なお、この原因により口座指定金融機関の振替日における振替処理に支障が生じるおそれがあるときは、歳入徴収権者は、口座指定金融機関の協力を得て必要な対策を講ずるものとする。
- (4) 口座指定金融機関のオンライン障害等の事情により振替日における処理に支障が生じるおそれがあるときは、口座指定金融機関は歳入徴収権者の協力を得て必要な対策を講ずるものとする。

#### 6 振替結果の確認

口座指定金融機関は、振替日から起算して5営業日目までに、5（1）のコードにより記録した振替の結果を歳入徴収権者が確認できるようにするものとする。

#### 7 データ伝送方式の委託

歳入徴収権者は、データ伝送方式における口座指定金融機関との口座振替データ等の收受等について外部へ委託できるものとする。

別表 1 (第 6 条関係)

## 歳入徴収権者

所管コード	課所コード	歳入徴収権者
B	03E01	総合リハビリテーションセンター長
E	03G00	こども安全課長
I	01D00	職員健康支援課長
U	20H00	福利課長
W	10H00	住宅課長